

令和5年度

保健事業概要



公立学校共済組合佐賀支部

〒840-8570 佐賀市城内一丁 1-59 佐賀県教育委員会教職員課内

TEL (0952) 25-7225 (内線 3241・3242・3285)

FAX (0952) 25-8133

ホームページ：<https://www.kouritu.or.jp/saga/>

Eメール：fukuri41@kouritu.or.jp

目 次

令和5年度 保健事業計画一覧	1
特定健診・特定保健指導	2
人間ドック（1日ドック）	3～5
頭部MRI・MRA検診	6～7
乳がん検診	8～9
子宮頸がん検診	10～11
前立腺がん検診	12～13
大腸がん検診	14
トータルライフサポート事業・健康ポイント付与事業	15
ウォーキンググランプリ	16
禁煙チャレンジグランプリ	17
健康増進セミナー	18～19
健康・メンタルヘルス講習会（ラインケア）	20
健康・メンタルヘルス講習会（セルフケア）	21
＜健康・メンタルヘルス出前講座＞	
【講師派遣型】	22～28
【費用助成型】	29～31
【相談員派遣型】	32～39
教職員相談事業「民間医療機関メンタルヘルス相談室」	40
特定健診結果提供者に対する健康グッズ送付事業実施要項	41
ライフプラン推進事業	42
渡船チャーター補助事業	33～44
「グランデはがくれ」婚礼利用補助・申請書	45～46

「グランデはがくれ」法事利用補助・申請書	47～48
退職記念祝賀事業	49
貸付事業のご案内	50

令和5年度 保健事業計画一覧

①特定健診事業

事業名		事業内容	実施予定期間	対象者
特定健診	特定健診	生活習慣病予防・改善のため、令和5年度中に40～75歳の誕生日を迎える組合員と被扶養者及び任意継続組合員とその被扶養者に対し、7月に特定健診「受診券」を発行する。対象者は特定健診指定医療機関で個別健診や市町国保の集団検診で特定健診を受診する。ただし、一般組合員本人については、1日ドックや毎年事業主で実施される定期健康診断による実施に替える。	7～12月	令和5年度中に40～75歳を迎える組合員及び被扶養者※75歳の誕生日を迎える方は、75歳の誕生日の前日まで受診が可能
特定保健指導	特定保健指導	上記特定健診の結果から、共済組合が「動機づけ支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導対象者に「利用券」を発行し、特定保健指導を実施する。また、組合員本人については、訪問型又は遠隔面談型特定保健指導を導入し、所属で特定保健指導を利用できるように実施する。	9月以降	上記の健診結果の特定保健指導対象者

②健康管理事業

事業名		事業内容	実施予定期間	対象者
健診事業	1日ドック (互助会と共同実施)	疾病の早期発見のために身体の総合的機能検査を行い、組合員の健康保持を図る。なお、40歳以上の組合員の健診結果については、特定健診として管理する。	4～10月	令和5年度当初年齢が35歳及び40歳以上の組合員希望者
	頭部MRI・MRA検診	生活習慣病及び脳血管障害等の疾病の早期発見に努め、その経費を補助し、組合員の健康保持増進を図る。	4～10月	令和5年度中に40歳以上になる組合員に対して5年に一度。
	乳がん検診	乳がんの早期発見に努め、その経費を補助し、組合員の健康の保持増進を図る。	4～10月	令和5年度中に41歳以上になる女性組合員に対して2年に一度。
	子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見に努め、その経費を補助し、組合員の健康の保持増進を図る。	4～10月	令和5年度中に20歳以上になる女性組合員に対して2年に一度。
	前立腺がん検診	前立腺がんの早期発見に努め、その経費を補助し、組合員の健康の保持増進を図る。	4～10月	令和5年度中に50歳以上になる男性組合員に対して1年に一度。
	大腸がん検診	大腸がんの早期発見のため、免疫学的便潜血検査を実施し、組合員の健康維持増進を図る。委託医療機関が、該当する組合員から提出された検体を検査する。	12月頃	令和5年度中に40歳以上になる組合員希望者(1日ドック決定者を除く)
健康づくり	健康ポイント付与事業	運動や検診受診といった組合員の毛織構造審に流石行動に対し、景品と交換可能な健康ポイントを付与することで自発的な健康習慣の形成を促す。(事業の中で、ウォーキングランブリ及び禁煙チャレンジランブリを併せて実施する)	7月～	全組合員(任意継続を除く)
	ウォーキングランブリ	運動による組合員の生活習慣改善と、職場の人間関係づくりを支援するために実施する。同じ所属単位で1チームを作り、2か月間でのチーム1人当たりの1日平均歩数を競う。上位のチームに「健康ポイント」の付与を行う。	10～11月	各所属希望者
	禁煙チャレンジランブリ	受動喫煙問題や喫煙者の健康リスク軽減のため、喫煙者を対象に禁煙ガムを配付し、1か月間の禁煙に挑戦することで、禁煙に対する意識付けの機会を提供する。禁煙達成者に「健康ポイント」の付与を行う。	10～11月	組合員希望者
	健康増進セミナー	組合員にとってリスクが高いとされる食事及び睡眠週刊について、適切な生活習慣を身に着けるためのセミナーを開催し、健康づくりを考える場を提供する。	7月～9月	組合員希望者 睡眠:70名×2回 栄養と運動:100名×1回
	健康管理・メンタルヘルス講習会(ラインケア)	職場での健康管理に対し、指導的立場にある管理職及び衛生管理者を対象にした援助・指導のためのメンタルヘルス講習会を開催する。	6月～9月	管理職等希望者 24名×3回
	健康管理・メンタルヘルス講習会(セルフケア)	学校現場特有の職場環境やストレス要因を自覚し、多忙中でも自己のメンタルヘルスの状態と向き合うための知識や手段について学ぶ講習会を開催する。	6月～8月	組合員希望者 50名×3回 ※うち1回は若手職員限定で開催
	健康・メンタルヘルス出前講座(講師派遣型)(費用助成型)(相談員派遣型)	所属・部会または県・市町教育委員会等が、組合員のからだの健康づくりやメンタルヘルスについての研修会を開催する際に、その講師を共済組合が「派遣」したり、「費用を助成」したりすることで、組合員への研修や相談の機会が設けられ、組合員が抱える不安や悩みの早期解決と健康の保持増進に役立つ。 また、メンタルヘルスに関する講師派遣型については、講演後に、組合員の希望により講師(精神科医、公認心理師、臨床心理士の場合に限る)との個別相談を行うことができる。	4～2月	全所属各部会等
	教職員相談事業(民間医療機関メンタルヘルス相談室)	職場や家庭における不調や不安を感じている組合員とその家族に対し、気軽に相談できる場を設け、心身ともに健康で快適な生活ができるよう、「民間医療機関メンタルヘルス相談室」を設置し、支援する。	4～3月	組合員及び被扶養者
	特定健診結果提供者に対する健康グッズ送付事業	特定健診結果の写しを提供した被扶養者や任意継続組合員に対し、健康グッズを送付する。	4～3月	令和5年度中に40～75歳を迎える任意継続組合員及び被扶養者で、自費で健診を受け結果を提供した者

③一般事業

事業名		事業内容	実施予定期間	対象者
教養・文化関係	ライフプラン推進事業(教育委員会・互助会との共同事業)	<生活充実型講演会> 在職中の早い時期から総合的な生活設計を準備ができるよう必要な知識や暮らしに役立つ情報を提供する。	8月1日	組合員及び配偶者 ※組合員の年齢は問いません
		<退職準備型講演会> 職員の退職を境に生じる様々な変化に対処し、退職後の人生を豊かで充実したものとするために必要な知識・情報及び啓発の機会を提供し、生涯生活設計の確立と実現を支援する。	8月、10月	50歳以上の組合員及び配偶者
へき地関係	渡船チャーター事業	離島に勤務する組合員又は被扶養者が急病のために、渡船をチャーターした場合、その経費の一部を補助し、負担の軽減を図る。	年間	離島に勤務する組合員及びその被扶養者
その他	トータルライフサポート事業	組合員の多様なニーズに対応するため、アウトソーシングを活用した育児介護に対する補助を行う	年間	全組合員 (任意継続組合員は対象外)
	「グランデはがくれ」婚礼利用補助	組合員本人又は子の結婚に際し、「グランデはがくれ」を結婚披露宴に利用した場合、その経費の一部を補助する。	年間	全組合員 (任意継続組合員は対象外)
	「グランデはがくれ」法事利用補助	組合員の親族の法事に際し、「グランデはがくれ」を利用した場合、その経費の一部を補助する。	年間	全組合員 (任意継続組合員は対象外)
	退職記念祝賀事業	組合員の退職に際し、「グランデはがくれ」において祝賀会を開催又は利用券を送る。	3月末	教育長表彰受賞者(感謝状のみの者も含む)

特定健診・特定保健指導

令和5年度中に40歳から75歳の誕生日を迎える組合員（一般・任継）及びその被扶養者を対象に、内臓脂肪の状態に着目した「特定健康診査（以下 特定健診という）」とその健診結果に基づいて判定したメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群の方に、生活習慣の改善をサポートする「特定保健指導」を実施する。

特定健診

- 1 事業内容** 40歳から75歳の誕生日を迎える組合員の被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者に「特定健康診査受診券」を発行し、契約医療機関で特定健診を実施する。
- 2 実施期間** 7月～12月
(7月上旬「受診券」発行予定、受診期限は令和5年12月末まで)
- 3 対象者** 令和5年度中に40歳から75歳(※)の誕生日を迎える組合員及び組合員の被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者
(※75歳の誕生日を迎える方は、75歳の誕生日の前日まで受診可能)
- 4 受診機関** 該当者に対し、「受診券」送付時に「健診機関一覧表」を同封する。一覧表については後日ホームページ等に掲載する予定。
- 5 個人負担額** 無料

※ 一般組合員については、各教育委員会等で実施する定期健康診断又は人間ドックの健診結果を医療機関から共済組合へ提出してもらうことで実施に替える。

特定保健指導

- 1 事業内容** 上記特定健診の結果により、保健指導が必要と判断される対象者を抽出する。その後、対象者に「特定保健指導利用券」を発行し、「動機づけ支援」・「積極的支援」に階層化した保健指導を外部機関に委託して実施する。組合員本人については、訪問型または遠隔面談型特定保健指導を実施する。
- 2 実施期間** 9月以降 (初回の面接指導を年度内に受けること)
- 3 対象者** 特定保健指導対象者（上記の特定健診の結果、保健指導が必要と判断された方）
- 4 委託機関** 未定
- 5 個人負担額** 無料
- 6 サービスの取扱** 佐賀県職員が面接指導を受ける際は、職務に専念する義務が免除される。その他の職員のサービスについては、所属する機関のサービスの取扱いによる。

令和5年度「人間ドック」実施要項

1 目的

身体の総合的機能検査を行い、生活習慣病の早期発見に努め、会員の絢子の保持増進を図る。

2 対象者

令和5年度当初年齢が35歳及び40歳以上の教職員互助会の会員で、自己の健康管理のために、1日ドックの受診を希望する者

3 受診期間

令和5年4月1日～10月31日

なお、受診期間外に受診した場合は全額自己負担とする。

4 申込方法

補助希望者は、「令和5年度人間ドック補助申込書」により所属長を通じて、令和5年2月28日（火）【必着】までに教職員互助会へ申し込むこと。

5 補助決定及び通知

申込者全員を決定する。決定の通知は、所属長を通じて行う。

6 受診結果

指定医療機関から、公立学校共済組合佐賀支部または佐賀県教育委員会事務局に対し、電子媒体で直接送付される。（検体検査及びデータ作成を他の委託機関へ再委託されている医療機関においては、再委託機関から送付される。）

なお、受診結果については、健康管理のデータとして公立学校共済組合佐賀支部または佐賀県教育委員会事務局が保管・蓄積するものとする。

7 指定医療機関、検査項目及び検査費用

別添「令和5年度1日ドック指定医療機関一覧表」及び「令和5年度1日ドック検査項目一覧表」のとおりとする。ただし、年度の途中で変更となる場合がある。

なお、妊娠や医師の判断により検査できない場合を除き、全項目を受診すること。

8 補助金額

指定医療機関での1日ドック受診に対し、22,000円を上限として補助する。

なお、互助会で定める必須検査項目を受診していないことが判明した場合は、補助の返納を命じる場合がある。

9 受診費用の窓口負担

受診者は、各指定医療機関が定める受診料金から22,000円を差し引いた金額を、受診日当日に各医療機関窓口で直接支払うこと。

10 医療機関への予約及び受診

- (1) 補助決定者は、各自で速やかに指定医療機関へ予約すること。
- (2) 受診の際には、互助会から各所属に送付する「人間ドック補助決定通知書」を指定医療機関へ必ず提出すること。
- (3) 原則として、「人間ドック補助決定通知書」の再発行は行わないので大切に保管すること。紛失した場合は、所属の互助会事務担当者に再発行を依頼すること。
- (4) 4月1日から4月下旬（人間ドック補助決定通知書が送付される）までの期間に受診を希望する者は、受診予定日の5日前までに教職員互助会へ連絡すること。
- (5) 補助決定者で、受診期間内に人間ドックを受診できない者、定期健康診断等へ変更する者は教職員互助会へ連絡すること。

11 サービスの取り扱い

この事業は、佐賀県職員については職務に専念する義務を免除される。（市町立学校職員のサービスの取り扱いについても同様の取り扱いとするように、市町教育委員会に依頼している。）

令和5年度 1日ドック指定医療機関一覧表

※金額は税込み価格です。

	医療機関名	住所	ドック予約電話番号	検査費用(円) (胃部エックス線)	検査費用(円) (胃内視鏡)
1	独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院	佐賀市兵庫南3丁目8-1	0952-28-5311(代表)	37,400	40,700
2	佐賀市立富士大和温泉病院	佐賀市富士町大字梅野1721-1	0952-63-0111	37,400	
3	地方独立行政法人 佐賀県医療センター 好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400	0952-28-1174	39,000	
4	医療法人社団敬愛会 健診センター佐賀	佐賀市高木瀬町大字長瀬1167-2	0952-20-5511	37,000	
5	公益財団法人佐賀県健康づくり財団	佐賀市水ヶ江1丁目12-10	0952-37-3313	33,770	
6	一般社団法人唐津東松浦医師会 唐津東松浦医師会医療センター	唐津市千代田町2566-11	0955-75-5171	38,500	
7	日本赤十字社佐賀県支部 唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	0955-72-5111(代表)	38,500	
8	社会福祉法人恩賜財団 済生会唐津病院	唐津市元旗町817	0955-73-3175(代表)	38,500	
9	医療法人社団如水会 今村病院	鳥栖市轟木町1523-6	0942-84-1238	38,200	40,400
10	医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院 健診センター	鳥栖市弥生が丘2丁目143	0942-87-3155	41,800	
11	伊万里・有田地区医福祉組合 伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860	0955-46-2121	38,500	
12	一般社団法人巨樹の会 新武雄病院	武雄市武雄町富岡12628	0954-23-6444	37,400	39,400
13	一般社団法人武雄杵島地区医師会 検診センター	武雄市武雄町大字昭和300	0954-22-3414	38,200	
14	社会医療法人祐愛会 織田病院	鹿島市高津原4306	0954-63-3332	37,930	
15	医療法人ひらまつ病院	小城市小城町1000-1	0952-72-1955	実施なし	37,552
16	医療法人ロコメディカル 江口病院	小城市三日月町金田1178-1	0952-73-5020	35,000	
17	小城市民病院	小城市小城町松尾4100	0952-73-2161	30,000	
18	公立学校共済組合 九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	092-541-5130	31,900	
19	社会医療法人雪の聖母会 聖マリアヘルスケアセンター	久留米市津福本町448-5	0942-36-0721	37,869	41,169
20	医療法人社団高邦会 高木病院	大川市大字酒見141-11	0944-87-9490	39,600	42,900

※ 検査費用は、令和5年4月1日時点の金額であり、今後変更になる場合があります。

※ 受診当日は、「人間ドック補助決定通知書」を提出し、検査費用から22,000円を差し引いた額をお支払いください。
提出しない場合は、全額自己負担となることがあります。

令和5年度「頭部MR I・MRA検診」実施要項

1 目的

頭部MR I・MRA検診費用の補助を行うことで受診を促し、生活習慣病及び脳血管障害等の疾病の早期発見による組合員の健康保持増進を図る。

2 対象者

40歳以上（年度末年齢）の5の倍数の組合員

3 申込及び補助方法

申込は不要。補助対象年齢に自動的に補助クーポン券を発行する。補助クーポン券は、所属あて送付する。

4 検査項目 頭部MR I・MRA

5 指定医療機関及び検診費用

別紙「令和5年度頭部MR I・MRA検診指定医療機関一覧表」のとおり。検診費用のうち、支部負担上限額を15,000円、残額を個人負担とする。

6 受診期間

令和5年4月1日～令和5年10月31日

※令和5年11月1日以降に受診した場合は、全額自己負担とする。

7 指定医療機関への予約及び受診

指定医療機関への予約、受診日の変更等については、決定者本人と指定医療機関の間で直接行う。なお、予約の際には公立学校共済組合佐賀支部の補助を受ける旨申し出ること。受診の際には、医療機関に組合員証または、後期高齢者医療被保険者証を提示し、「補助クーポン券（原本）」を提出すること。

8 サービスの取扱

この事業に関する佐賀県職員のサービスの取扱いは、職務に専念する義務が免除される。（市町立学校職員のサービスの取扱いについても同様の取扱いとするように、市町教育委員会に依頼しています。）

令和5年度「頭部MRI・MRA検診」指定医療機関一覧表

医療機関名		住所	電話番号	個人負担額（当日窓口支払額）	
				単位：円（税込）	
				1日ドック等とセットの場合	単独で受診の場合★
1	独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院	佐賀市兵庫南3丁目8-1	(0952) 28-5311	7,000	13,200
2	佐賀市立富士大和温泉病院	佐賀市富士町大字梅野1721-1	(0952) 63-0111	0	2,410
3	地方独立行政法人 佐賀県医療センター 好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400	(0952) 28-1174	8,000	28,000
4	医療法人社団敬愛会 健診センター佐賀	佐賀市高木瀬町大字長瀬1167-2	(0952) 20-5511	5,370	6,470
5	一般社団法人唐津東松浦医師会 唐津東松浦医師会医療センター	唐津市千代田町2566-11	(0955) 75-5171	10,850	10,850
6	日本赤十字社佐賀県支部 唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	(0955) 72-5111	12,500	12,500
7	社会福祉法人恩賜財団 済生会唐津病院	唐津市元旗町817	(0955) 73-3175	2,600	2,600
8	医療法人社団如水会 今村病院	鳥栖市轟木町1523-6	(0942) 84-1238	7,000	12,500
9	医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2丁目143	(0942) 87-3155	5,960	受診不可
10	一般社団法人巨樹の会 新武雄病院	武雄市武雄町富岡12628	(0954) 23-6444	5,900	5,900
11	社会医療法人祐愛会 織田病院	鹿島市高津原4306	(0954) 63-3332	1,500	2,710
12	医療法人 ひらまつ病院	小城市小城町1000-1	(0952) 72-1955	3,150	3,150
13	医療法人ロコメディカル 江口病院	小城市三日月町金田1178-1	(0952) 73-5020	5,000	受診不可
14	小城市民病院	小城市小城町松尾4100	(0952) 73-2161	4,000	6,000
15	公立学校共済組合 九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	(092) 541-5130	4,800	受診不可
16	社会医療法人雪の聖母会 聖マリアヘルスケアセンター	久留米市津福本町448-5	(0942) 36-0721	1,500	1,500
17	医療法人社団高邦会 高木病院	大川市大字酒見141-11	(0944) 87-9490	11,400	11,400
18	正島脳神経外科病院	佐賀市鍋島1丁目3-10	(0952) 32-0035		8,500
19	医療法人博愛会 福田脳神経外科病院	佐賀市本庄町本庄1236-2	(0952) 29-2223		7,000
20	医療法人 まえだ脳神経外科・眼科クリニック	小城市三日月町長神田2173-2	(0952) 72-6101		5,000

★単独で「頭部MRI・MRA」を受ける場合は、受診当日に直近の健康診断の受診結果を持参してください。

<注意事項>

- ・予約の際に、医療機関に公立学校共済組合佐賀支部の補助を利用することをお伝えください。
 - ・個人負担額は、1万5千円補助を差し引いた後の金額です。
 - ・医療機関により受診条件や、項目等が異なります。また、受診項目によって個人負担額が変動する場合があります。
- なお、受診期間中に価格が変更になる場合もありますので、必ず予約時に各医療機関に確認してください。
- ・医療機関により、人間ドックとセット受診のみの受付となります。

令和5年度「乳がん検診」実施要項

1 目的

乳がん検診費用の補助を行うことで受診を促し、疾病の早期発見による組合員の健康保持増進を図る。

2 対象者

41歳以上（年度末年齢）の奇数年齢の女性組合員

3 申込及び補助方法

申込は不要。補助対象年齢に自動的に補助クーポン券を発行する。補助クーポン券は、所属あて送付する。

4 検査項目

乳がん ※検査の内容（1方向、2方向、エコー等）については、各医療機関の検査項目に応じて本人が選択できるものとする。

5 指定医療機関及び検診費用

別紙「令和5年度乳がん検診指定医療機関一覧表」のとおり。検診費用については直接各医療機関に問い合わせる。検診費用のうち、支部負担上限額を5,000円、残額を個人負担とする。

6 受診期間

令和5年4月1日～令和5年10月31日

※令和5年11月1日以降に受診した場合は、全額自己負担とする。

7 指定医療機関への予約及び受診

指定医療機関への予約、受診日の変更等については、決定者本人と指定医療機関の間で直接行う。なお、予約の際には公立学校共済組合佐賀支部の補助を受ける旨申し出ること。受診の際には、医療機関に組合員証または、後期高齢者医療被保険者証を提示し、「補助クーポン券（原本）」を提出すること。

8 サービスの取扱

この事業に関する佐賀県職員のサービスの取扱いは、職務に専念する義務が免除される。（市町立学校職員のサービスの取扱いについても同様の取扱いとするように、市町教育委員会に依頼しています。）

令和5年度「乳がん検診」指定医療機関一覧表

医療機関名		住所	電話番号	個人負担額（当日窓口支払額）			
				単位：円（税込）			
				1日ドック等とセット受診の場合		単独で受診の場合	
				1方向	2方向	1方向	2方向
1	独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院	佐賀市兵庫南3丁目8-1	(0952) 28-5311	受診不可	500	受診不可	500
2	佐賀市立富士大和温泉病院	佐賀市富士町大字梅野1721-1	(0952) 63-0111	受診不可	500	受診不可	4,400
3	地方独立行政法人 佐賀県医療センター 好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400	(0952) 28-1174	受診不可	2,000	受診不可	受診不可
4	医療法人社団敬愛会 健診センター佐賀	佐賀市高木瀬町大字長瀬1167-2	(0952) 20-5511	受診不可	90	受診不可	1,190
5	公益財団法人 佐賀県健康づくり財団	佐賀市水ヶ江1丁目12-10	(0952) 37-3313	0	170	0	170
6	一般社団法人唐津東松浦医師会 唐津東松浦医師会医療センター	唐津市千代田町2566-11	(0955) 75-5171	0	764	0	764
7	日本赤十字社佐賀県支部 唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	(0955) 72-5111	受診不可	1,960	受診不可	受診不可
8	社会福祉法人恩賜財団 済生会唐津病院	唐津市元旗町817	(0955) 73-3175	受診不可	3,470	受診不可	3,470
9	医療法人社団如水会 今村病院	鳥栖市轟木町1523-6	(0942) 84-1238	0	500	0	1,600
10	医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2丁目143	(0942) 87-3155	受診不可	500	受診不可	受診不可
11	伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860	(0955) 46-2121	受診不可	1,380	受診不可	2,480
12	一般社団法人巨樹の会 新武雄病院	武雄市武雄町富岡12628	(0954) 23-6444	0	500	受診不可	受診不可
13	一般社団法人武雄杵島地区医師会 検診センター	武雄市武雄町大字昭和300	(0954) 22-3414	受診不可	620	受診不可	1,320
14	社会医療法人祐愛会 織田病院	鹿島市高津原4306	(0954) 63-3332	受診不可	940	受診不可	2,150
15	医療法人 ひらまつ病院	小城市小城町1000-1	(0952) 72-1955	1,600	1,600	1,600	1,600
16	医療法人ロコメディカル 江口病院	小城市三日月町金田1178-1	(0952) 73-5020	受診不可	2,400	受診不可	受診不可
17	小城市民病院	小城市小城町松尾4100	(0952) 73-2161	0	1,500	0	1,500
18	公立学校共済組合 九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	(092) 541-5130	受診不可	1,080	受診不可	受診不可
19	社会医療法人雪の聖母会 聖マリアヘルスケアセンター	久留米市津福本町448-5	(0942) 36-0721	0	0	0	0
20	医療法人社団高邦会 高木病院	大川市大字酒見141-11	(0944) 87-9490	受診不可	0	受診不可	0

<注意事項>

- ・予約の際に、医療機関に公立学校共済組合佐賀支部の補助を利用することをお伝えください。
- ・個人負担額とは、5千円補助を差し引いた後の金額です。
- ・医療機関により受診条件や、項目等が異なります。また、受診項目によって個人負担額が変動する場合があります。なお、受診期間中に価格が変更になる場合もありますので、必ず予約時に各医療機関に確認してください。
- ・医療機関により、人間ドックとセット受診のみの受付となります。

令和5年度「子宮頸がん検診」実施要項

1 目的

子宮頸がん検診費用の補助を行うことで受診を促し、疾病の早期発見に努め、組合員の健康保持増進を図る。

2 対象者

20歳以上（年度末年齢）の偶数年齢の女性組合員

3 申込及び補助方法

申込は不要。補助対象年齢に自動的に補助クーポン券を発行する。補助クーポン券は、所属あて送付する。

4 検査項目 子宮頸がん

5 指定医療機関及び検診費用

別紙「令和5年度子宮頸がん検診指定医療機関一覧表」のとおり。検診費用については直接各医療機関に問い合わせる。検診費用のうち、支部負担上限額を5,000円、残額を個人負担とする。

6 受診期間

令和5年4月1日～令和5年10月31日

※令和5年11月1日以降に受診した場合は、全額自己負担とする。

7 指定医療機関への予約及び受診

指定医療機関への予約、受診日の変更等については、決定者本人と指定医療機関の間で直接行う。なお、予約の際には公立学校共済組合佐賀支部の補助を受ける旨申し出ること。受診の際には、医療機関に「補助クーポン（原本）」を提出し、組合員証または、後期高齢者医療被保険者証を提示すること。

8 サービスの取扱

この事業に関する佐賀県職員のサービスの取扱いは、職務に専念する義務が免除される。（市町立学校職員のサービスの取扱いについても同様の取扱いとするように、市町教育委員会に依頼しています。）

令和5年度「子宮頸がん検診」指定医療機関一覧表

	医療機関名	住所	電話番号	個人負担額（当日窓口支払額）	
				単位：円（税込）	
				1日ドック等とセットの場合	単独で受診の場合
1	独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院	佐賀市兵庫南3丁目8-1	(0952) 28-5311	0	0
2	佐賀市立富士大和温泉病院	佐賀市富士町大字梅野1721-1	(0952) 63-0111	500	4,400
3	地方独立行政法人 佐賀県医療センター 好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400	(0952) 28-1174	4,600	受診不可
4	医療法人社団敬愛会 健診センター佐賀	佐賀市高木瀬町大字長瀬1167-2	(0952) 20-5511	0	0
5	公益財団法人 佐賀県健康づくり財団	佐賀市水ヶ江1丁目12-10	(0952) 37-3313	0	0
6	一般社団法人唐津東松浦医師会 唐津東松浦医師会医療センター	唐津市千代田町2566-11	(0955) 75-5171	236	1,281
7	日本赤十字社佐賀県支部 唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	(0955) 72-5111	0	受診不可
8	医療法人社団如水会 今村病院	鳥栖市轟木町1523-6	(0942) 84-1238	0	500
9	医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2丁目143	(0942) 87-3155	0	受診不可
10	伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860	(0955) 46-2121	2,480	3,580
11	一般社団法人巨樹の会 新武雄病院	武雄市武雄町富岡12628	(0954) 23-6444	0	受診不可
12	一般社団法人武雄杵島地区医師会 検診センター	武雄市武雄町大字昭和300	(0954) 22-3414	880	1,580
13	社会医療法人祐愛会 織田病院	鹿島市高津原4306	(0954) 63-3332	1,600	2,810
14	医療法人 ひらまつ病院	小城市小城町1000-1	(0952) 72-1955	170	170
15	医療法人ロコメディカル 江口病院	小城市三日月町金田1178-1	(0952) 73-5020	400	受診不可
16	小城市民病院	小城市小城町松尾4100	(0952) 73-2161	0	0
17	公立学校共済組合 九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	(092) 541-5130	0	受診不可
18	社会医療法人雪の聖母会 聖マリアヘルスケアセンター	久留米市津福本町448-5	(0942) 36-0721	0	0
19	医療法人社団高邦会 高木病院	大川市大字酒見141-11	(0944) 87-9490	500	500

<注意事項>

- ・予約の際に、医療機関に公立学校共済組合佐賀支部の補助を利用することをお伝えください。
 - ・個人負担額とは、5千円補助を差し引いた後の金額です。
 - ・医療機関により受診条件や、項目等が異なります。また、受診項目によって個人負担額が変動する場合があります。
- なお、受診期間中に価格が変更になる場合もありますので、必ず予約時に各医療機関に確認してください。
- ・医療機関により、人間ドックとセット受診のみの受付となります。

令和5年度「前立腺がん検診」実施要項

1 目的

前立腺がん検診費用の補助を行うことで受診を促し、疾病の早期発見による組合員の健康保持増進を図る。

2 対象者

50歳以上（年度末年齢）の男性組合員に対して年に一度実施する。

3 申込方法及び補助方法

申込は不要。補助対象年齢に自動的に補助クーポン券を発行する。補助クーポン券は、所属あてに送付する。

4 検査項目

前立腺がん

5 指定医療機関及び検診費用

別紙「令和5年度前立腺がん検診指定医療機関一覧表」のとおり。検診費用については直接各医療機関に問い合わせる。検診費用のうち、支部負担上限額を2,000円、残額を個人負担とする。

6 受診期間

令和5年4月1日～令和5年10月31日

※令和5年11月1日以降に受診した場合は、全額自己負担とする。

7 指定医療機関への予約及び受診

指定医療機関への予約、受診日の変更等については、決定者本人と指定医療機関の間で直接行う。なお、予約の際には公立学校共済組合佐賀支部の補助を受ける旨申し出ること。受診の際には、医療機関に組合員証または、後期高齢者医療被保険者証を提示し、「補助クーポン券（原本）」を提出すること。

8 サービスの取扱

この事業に関する佐賀県職員のサービスの取扱いは、職務に専念する義務が免除される。（市町立学校職員のサービスの取扱いについても同様の取扱いとするように、市町教育委員会に依頼しています。）

令和5年度「前立腺がん検診」指定医療機関一覧表

医療機関名	住所	電話番号	個人負担額（当日窓口支払額）	
			単位：円（税込）	
			1日ドック等とセットの場合	単独で受診の場合
1 独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院	佐賀市兵庫南3丁目8-1	(0952) 28-5311	0	0
2 佐賀市立富士大和温泉病院	佐賀市富士町大字梅野1721-1	(0952) 63-0111	0	3,750
3 地方独立行政法人 佐賀県医療センター 好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400	(0952) 28-1174	0	受診不可
4 医療法人社団敬愛会 健診センター佐賀	佐賀市高木瀬町大字長瀬1167-2	(0952) 20-5511	0	630
5 公益財団法人 佐賀県健康づくり財団	佐賀市水ヶ江1丁目12-10	(0952) 37-3313	0	0
6 一般社団法人唐津東松浦医師会 唐津東松浦医師会医療センター	唐津市千代田町2566-11	(0955) 75-5171	409	409
7 日本赤十字社佐賀県支部 唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	(0955) 72-5111	1,250	受診不可
8 社会福祉法人恩賜財団 済生会唐津病院	唐津市元旗町817	(0955) 73-3175	0	受診不可
9 医療法人社団如水会 今村病院	鳥栖市轟木町1523-6	(0942) 84-1238	0	1,630
10 医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2丁目143	(0942) 87-3155	100	受診不可
11 伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860	(0955) 46-2121	0	受診不可
12 一般社団法人巨樹の会 新武雄病院	武雄市武雄町富岡12628	(0954) 23-6444	0 ※1	受診不可
13 一般社団法人武雄杵島地区医師会 検診センター	武雄市武雄町大字昭和300	(0954) 22-3414	0	660
14 社会医療法人祐愛会 織田病院	鹿島市高津原4306	(0954) 63-3332	0	1,180
15 医療法人 ひらまつ病院	小城市小城町1000-1	(0952) 72-1955	0	0
16 医療法人ロコメディカル 江口病院	小城市三日月町金田1178-1	(0952) 73-5020	0	受診不可
17 小城市民病院	小城市小城町松尾4100	(0952) 73-2161	0	受診不可
18 公立学校共済組合 九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	(092) 541-5130	0 ※1	受診不可
19 社会医療法人雪の聖母会 聖マリアヘルスケアセンター	久留米市津福本町448-5	(0942) 36-0721	530	530
20 医療法人社団高邦会 高木病院	大川市大字酒見141-11	(0944) 87-9490	0	0

※1「新武雄病院」「九州中央病院」で教職員互助会の人間ドック補助を利用する場合はこのクーポンは提出不要です。

＜注意事項＞

- ・予約の際に、医療機関に公立学校共済組合佐賀支部の補助を利用することをお伝えください。
 - ・個人負担額とは、2千円補助を差し引いた後の金額です。
 - ・医療機関により受診条件や、項目等が異なります。また、受診項目によって個人負担額が変動する場合があります。
- なお、受診期間中に価格が変更になる場合もありますので、必ず予約時に各医療機関に確認してください。
- ・医療機関により、人間ドックとセット受診のみの受付となります。

令和5年度 大腸がん検診実施要領

1 目的

大腸がんの早期発見のため検査を実施し、大腸がんの早期治療につなげるなど、組合員の健康の維持・増進を図る。

2 対象者

令和5年4月1日現在40歳以上の公立学校共済組合佐賀支部組合員のうち、佐賀県教職員互助会の人間ドック補助を受けない者で、大腸がん検査を希望する者。

3 検査内容

免疫学的方法による糞便中ヘモグロビン検査（2回法）

4 検査の方法

配付された検体採取容器に採取した検体を、委託医療機関に提出し上記3の検査を実施する。

5 委託機関 未定

6 検査費用 公立学校共済組合佐賀支部が全額負担する。

7 実施時期 令和5年12月

8 その他 詳細については別途通知する。

「トータルライフサポート事業・健康ポイント付与事業」実施要項

- 1 目 的 健康づくり事業への取り組みにインセンティブを提供することで組合員の健康増進に資することを目的とする。
- 2 対 象 者 組合員（任意継続を除く）とその配偶者及び各々の二親等以内の親族
- 3 内 容 等 株式会社ベネフィット・ワンが提供する『健康両立支援プラン』のサービスを利用できる。サービスの詳細はベネフィットステーションのホームページを参照すること。
- 4 実施期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日
※健康ポイントの付与についてはベネフィットステーションのシステム改修中のため、ポイントの付与・交換時期については支部より改めて通知する。
- 5 利用方法 別途お知らせしている登録方法のチラシにより、組合員各自で利用登録をする。
- 6 そ の 他 7/1以降の組合員資格取得、喪失時は各所属より公立学校共済組合佐賀支部（福利課）へ連絡すること。
- 7 経 費 本事業に係る費用については支部が負担する。

「ウォーキンググランプリ」実施要項

- 1 目 的 運動による組合員の生活習慣改善と職場の人間関係づくりを支援するために実施する。
 毎日の歩数を記録することで歩くことが楽しくなる心理的効果により、運動の継続を促進するとともに、チーム参加によるモチベーションの持続やコミュニケーション増加により職場の連帯感の高揚を図る。

- 2 内 容 所属単位で1チームを作り、2か月間でのチーム1人当たりの1日平均歩数を競う。上位のチームには「健康ポイント」の付与を行う。
 ※ベネフィットステーション「健康ポイント付与事業」の中で期間限定のイベントとして開催する

- 3 対 象 者 公立学校共済組合佐賀支部の組合員及び同じ所属に勤務する職員

- 4 実施時期 10月～11月

- 5 そ の 他 周知のためにポスターを作成し、全所属に配付する。
 詳細については別途通知する。

「禁煙チャレンジグランプリ」実施要項

- 1 目 的 禁煙の啓発、支援及び禁煙達成にインセンティブを提供することで組合員の健康増進に資することを目的とする。
- 2 対 象 者 禁煙を目指す組合員
- 3 内 容 等 参加希望者は、禁煙外来を利用又は独自に1か月の禁煙に取り組む。
禁煙達成者には健康ポイントの付与を行う。
※ベネフィットステーション「健康ポイント付与事業」の中で期間限定のイベントとして開催する
- 4 実施時期 10月～11月ごろ
- 5 そ の 他 詳細については別途通知する。

「健康増進セミナー（睡眠）」実施要項

- 1 目 的 質の高い眠りは心身の休養のために欠かすことのできないものになっている。しかし、日々多岐にわたる業務を行っている組合員の方々は、睡眠時間を十分に確保できずに十分な休養ができていないことが課題となっている。そのため、毎日満足した質の高い睡眠を組合員の方々へ取ってもらえるように、睡眠についての正しい知識、睡眠の質を高める運動及びその睡眠を習慣化していけるような具体的な方法などを提案し、一人ひとりの健康維持を手助けする。
- 2 対 象 者 全組合員
- 3 定 員 70名 計2回
- 4 日 程 7月26日（水）、8月18日（金）
- 5 会 場 グランデはがくれ、ゆめぷらっと小城
- 6 内 容 睡眠に関する講義や実技等
- 7 そ の 他 詳細については別途通知
- 8 服 務 の 取 扱 い 佐賀県職員のサービスの取扱いは、職務に専念する義務が免除される。
その他の職員のサービスについては、所属する機関のサービスの取扱いによる。

「健康増進セミナー（栄養と運動）」実施要項

- 1 目 的 近年、複雑・多様化する社会環境の変化に伴い、組合員自身が疾病を未然に防ぐために、健診結果から病気の予防対策・がんのリスクなどを理解しておくことや、毎日を健やかに過ごすためのセルフケアとして、日々の生活の中で、簡単にできるリラックス法など、こころとからだの健康増進方法を具体的に提案し、組合員自身が実際に体験することによって、一人ひとりの健康維持を手助けする。
- 2 対 象 者 全組合員
- 3 定 員 100名
- 4 日 程 9月頃予定
- 5 会 場 グランデはがくれ等
- 6 内 容 健康増進に関する講義や実技等
- 7 そ の 他 詳細については別途通知する。
- 8 サービスの取扱い 佐賀県職員のサービスの取扱いは、職務に専念する義務が免除される。
その他の職員のサービスについては、所属する機関のサービスの取扱いによる。

「健康管理・メンタルヘルス講習会（ラインケア）」実施要項

- 1 目 的 職員の身体やこころの健康管理は、個人だけの問題でなく、職場における円滑な職務遂行の面からも重要な課題である。
近年は職員の「こころの病」が急増しており、職場においても職員のメンタルヘルス対策について積極的に取り組むことが求められている。
そのため、職員の健康管理について、指導的立場の管理職等を対象とした講習会を実施し、職場における健康管理意識の高揚を図り、明るい職場環境づくりを推進する。
- 2 主 催 佐賀県教育委員会及び公立学校共済組合佐賀支部
- 3 対 象 者 全組合員のうち、下記のいずれかに該当する者
(1) 市町立及び県立学校の管理職及び主幹教諭・指導教諭等で参加を希望する者
(2) 県教育庁各課及び現地機関の管理職で参加を希望する者
(3) 衛生管理者等で参加を希望する者
※ 応募者多数の場合は抽選とする（ただし、未受講の管理職を優先）
- 4 開催日程 6月30日（金）、7月14日（金）、9月15日（金）
10：30～16：25
（同一内容で計3回実施）
- 5 場 所 「グランデはがくれ」、「ゆめぷらっと小城」、「武雄市文化会館」
- 6 定 員 各24名
- 7 内 容 「ラインケアのための傾聴法講習会」
・職員に対する声掛け、聴きとりの方法『傾聴法』の実習
・休職者を抱えた時の管理職としての心構え
・休職者の復職までの心の変化
・病休～休職～復職までの事務手続き
【 教職員課健康管理担当からの説明
簡単な演習 】
- 8 講 師 公立学校共済組合 九州中央病院
メンタルヘルスセンター 公認心理師・臨床心理士 中島 美里 氏
- 9 服 務 この事業に係る佐賀県立学校教職員等のサービスの取扱いは「出張」とする。
(市町立学校教職員のサービスについても、県職員と同様の取扱いとするように、市町教育委員会へ依頼する。)

令和5年度「健康管理・メンタルヘルス講習会（セルフケア）」実施要項

- 1 目 的 昨今の社会情勢もあり、様々なストレス要因を抱える教職員のメンタルヘルスケアは喫緊の課題とされている。メンタルヘルスケアを行うには、まずメンタルヘルスの基本的な知識を持つこと、自分自身や他者のメンタルヘルスの不調に気づくこと、不調が起きた時に適切な対応をとることが重要である。これらの基礎的な知識とメンタルヘルスのセルフケア方法に加え、近年注目されている「テーマ」に沿った講演会及び実習を行う。この講習会は全教職員を対象として実施し、学校現場のメンタルヘルス対策を推進する。
- 2 主 催 佐賀県教育委員会及び公立学校共済組合佐賀支部
- 3 対 象 者 A日程、B日程：全組合員 C日程：30代までの組合員(若年層)
- 4 日程及び会場 【A日程】6月16日(金) 13:30～16:35
グランデはがくれ ハーモニーホールAB
【B日程】7月28日(金) 13:30～16:35
相知交流文化センター 研修室B
【C日程】8月23日(水) 13:30～16:35
ゆめぶらっと小城 多目的ホール1・2
- 5 定 員 講習会：各回50名 個別相談：各回2名(1人30分)
※応募者多数の場合は抽選とする
- 6 内 容 講 演 会 「メンタルヘルスの基礎知識及びセルフケアについて」
実 習 「アロマセラピーワークショップ」
個別相談会 (申込書提出時に希望をしていた方のみ)

【各回共通講演内容】
メンタルヘルスの基礎知識、日ごろからできるセルフケア
【各回別講演内容】
A日程テーマ 「アンガーマネジメント」
B日程テーマ 「こころと体のリフレッシュ講座」
C日程テーマ 「心が疲れにくいコミュニケーションのヒント」
- 7 講 師 公立学校共済組合九州中央病院
メンタルヘルスセンター公認心理師・臨床心理士
A日程 阿部 葉子 氏
B日程 高田 美穂子 氏
C日程 中島 美里 氏

株式会社生活の木 生活の木熊本鶴屋店 店長 中島 祥子 氏
- 8 服 務 この事業に関する佐賀県職員のサービスの取扱いは、職務に専念する義務が免除される。(市町立学校教職員のサービスについても、県職員と同様の取扱いとするように、市町教育委員会へ依頼する。)

「健康・メンタルヘルス出前講座（講師派遣型）」実施要項

1 目的

所属・部会等または県・市町教育委員会等が、「組合員のからだの健康づくり」や「メンタルヘルス」についての研修会を開催する場合や、所属が個別相談を希望する場合に、その講師を共済組合が所属等に派遣することで、組合員への研修や相談の機会を設け、組合員が抱える不安や悩みの早期解決と健康の保持増進に資する。

2 対象者

公立学校共済組合佐賀支部の組合員（任意継続組合員を除く）

3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

4 派遣可能講師

「講師一覧」に掲載している講師に限る

5 申請方法

所属担当者（衛生管理者または衛生推進者等）は、研修日時及び会場を設定し、参加者の取りまとめを行ったうえで、利用申請書【様式第1号】に必要事項を記入し、共済組合に実施予定日の原則1か月前までに申請書を提出すること。

また、新年度の4月、5月に実施予定の場合は、3月に申込みをすることができる。

研修会后、個別相談*を希望する場合は、相談者に対し事前に個別相談説明書【様式第7—1号】により周知すること。

※ 個別相談とは、対面で相談できる場所が確保された環境で行い、一人あたり30分以上（グループ相談の場合は、一件あたり30分以上）実施するものとする。

6 決定方法

共済組合が申請の内容を審査し、決定する。なお、決定通知書は郵送により所属に送付する。

決定後は提出された利用申請書をもとに、講師を手配し所属へ派遣する。

7 実施に当たっての諸注意

- ・ 研修内容は、からだの健康づくりやメンタルヘルスに関することとする。個別相談の内容は講師の専門とする分野に係るものとする。
- ・ 参加予定人数は原則10名以上で、講演時間は60分以上120分以内とする。
- ・ 講師との打合せ及び個別相談の部屋の確保、進行等は、各所属の担当が行うこと。
- ・ 研修会が中止または延期となった場合は、速やかに講師及び共済組合へ報告すること。
- ・ 個別相談は申請時の希望により行う。（講師が精神科医、公認心理師、臨床心理士の場合に限る）ただし、当日、個別相談を希望する場合は、所属担当者が講師に確認のうえ実施し、後日共済組合に報告すること。
- ・ 個別相談を実施した場合、講師は実施に当たって知り得た個人情報や、相談者の承諾なく第三者に知らせてはならない。ただし、以下の状況に該当する場合は、相談員用報告書【様式第8号】により衛生管理者等に報告する。
 - （ア）相談内容が生命の危機に関する場合
 - （イ）専門医の助言が必要な場合
 - （ウ）業務に支障をきたす恐れがある場合

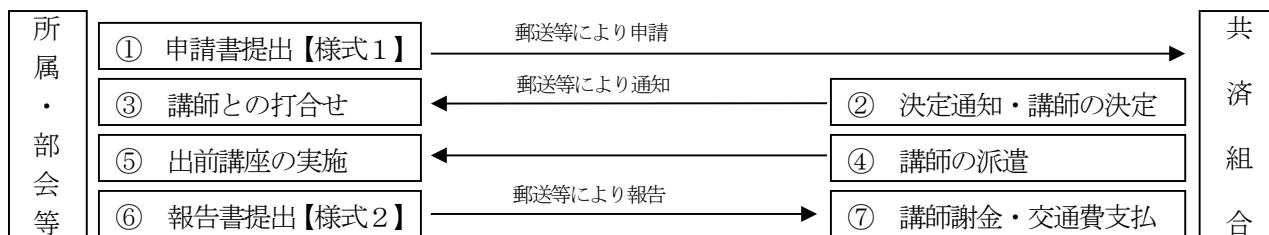
8 報告書

研修会または個別相談の終了後、2週間以内に利用報告書【様式第2号】を共済組合に提出すること。
 なお、利用報告書をもとに、共済組合が謝金（個別相談料を含む）及び交通費等を直接講師へ支払う。

9 サービスの取り扱い

佐賀県職員に個別相談を実施する際のサービスの取り扱いについては、職免とする。その他の職員のサービスについては、所属する機関のサービスの取り扱いによる。また、管理職等が業務に関する相談を行う場合は、所属長の判断による。

【事務手続きの流れ】



講師一覧

リクエストに応じて講師を派遣しますので、出前講座をぜひご活用ください。

No.	講師名	講師の所属・職名	講演テーマ
1	各医師・臨床心理士（公認心理師）	九州中央病院 各医師・臨床心理士（公認心理師）	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員のためのメンタルヘルス ・教職員のためのメンタルヘルス ～管理職の役割について～ ・教職員のためのメンタルヘルス ～主幹教諭・指導教諭の立場から～ ・教職員のためのメンタルヘルス ～働きはじめの心と身体のメンテナンス～ ・事務長のためのメンタルヘルス ・事務の先生に知ってほしいメンタルヘルス ・自分のためのメンタルヘルス ・こころと体のリフレッシュ講座 ・メンタルヘルスとマインドフルネス ・生活習慣病とメンタルヘルスについて ・ストレスチェック制度について ・あなたの職場のメンタルヘルス対策 ～ストレスチェック集団分析結果から見えること～ ・復職支援について ・病休・休職中の方のための療養中の過ごし方講座 ～クローバーの会～ ・日頃からできるセルフケア ～心と身体のお疲れ対策～ ・アンガーマネジメント

			<p>～あなたの心を守る方法～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康と睡眠 ・心の健康と睡眠 ～スマホが睡眠に与える影響～ ・知っていますか？感情労働 ～燃え尽きを防ぐために～ ・心が疲れにくいコミュニケーションのヒント ・こころの知恵袋 ～ストレスマネジメントのポイント～
2	古賀 靖之	KOGA 公認心理師事務所・ 認知行動療法研究所 心理カウンセリング・ルーム 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・心も身体も元気な教師であるためのストレスマネジメント ・自分自身のストレスへの気づきと対処法について ・自分の心の穏やかさを図るためのマインドフルネスについて ・教職員のメンタルヘルスケアの実践法 ・職場におけるストレスチェック制度の活用とメンタルヘルス ・学校や教師にクレームする保護者への対応について ・いじめ防止として役立つ児童・生徒のための SST (Social Skills Training) について
3	吉村 春生	西九州大学 非常勤講師 公認心理師 臨床心理士 佐賀県医療センター好生館看護学院 非常勤講師	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスとの上手な付き合い方 ・心の健康づくり ・「心がかぜをひくとき」 ～”安心感”と自立～ ・学校不適應にある児童・生徒の見立てと支援について
4	牧 正興	福岡女学院大学 名誉教授 臨床心理士	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス解消法 ～心が元気になる日々の工夫～ ・職場や私生活で心がけること ・元気が出る考え方、行動の仕方 ・心身が健康であるために
5	高尾 兼利	西九州大学 子ども学部 公認心理師	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員のメンタルヘルスケアについて ～セルフケアとラインケアのあり方～ ・教職員の心の健康づくりについて ・メンタルヘルス対策におけるラインによるケアの進め方 ・心の健康について考える ～充実して働き続けるために～

6	川口 澄子	BTU川口 教室長 ストレスケア・カウンセラー 生活心理士 l i c e n c e rメンタル サポート協会 初級カウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・自らのメンタルヘルスを考えよう ・健康的な職場のあり方について ・ストレスのコントロール ・よりよいコミュニケーション作り ・積極的休息法 ・子どもによりそうストレスケア ・怒り、不安、プレッシャーを克服する方法
7	川崎 啓二	医療法人 ひらまつ病院 ひらまつふれあいクリニック 理学療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・肩こり・腰痛の解消法、予防法、ストレッチ ・腰痛改善のためのトレーニング ・ストレスと腰痛の関係と解消法 ・セルフケアについて
8	本山 典子	佐賀県エアロビック連盟 副会長 健康体操指導士	<ul style="list-style-type: none"> ・肩こり・腰痛の解消法、予防法、ストレッチ ・毎日を健康に過ごすために自分でできるストレッチ ・自分でできる健康管理法 ・心と体の健康について ・疲労回復と肩こり・腰痛の予防法 ・メタボリックシンドローム未然防止・対策運動指導及び講話 ・ロコモティブシンドローム未然防止・対策運動指導及び講話 ・スローエアロビック ・うつ症状の緩和につながる運動指導・食事療法 ・心と身体のリフレッシュ
9	重松 寛道	YOGA STUDIO CALM 代表	<ul style="list-style-type: none"> ・初心者向けヨガ講座 ・心と体のセルフチェック ・体が硬くてもできるヨガのポーズ ・マスク生活で浅くなっている呼吸の見直し方 ・いつでもどこでも簡単にできるストレッチ（体のほぐし方）

【様式第1号】講師派遣型

令和 第 年 月 日

公立学校共済組合佐賀支部長 様

所属名	
担当者（役職・氏名）	
電話番号	

「健康・メンタルヘルス出前講座」利用申請書（講師派遣型）

健康づくりに関する研修会等を実施するため、下記のとおり申請します。

記

実施予定研修会等について

研修会等の名称		
研修会等の日程	令和 年 月 日()	
会場名 (住所)	〔〒 〕	
研修テーマ		
研修内容 (箇条書き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 	
研修時間	: ~ : (分)	
参加予定人数	名	
希望講師	(第1希望:) 講師 (第2希望:) 講師 (第3希望:) 講師	
個別相談の希望	あり・なし	講演終了後、個別相談が希望できます。 (下記 ◆個別相談について 参照)
個別相談時間	: ~ : (分)	

◆個別相談について

個別相談の希望が「なし」の場合、共済組合では講師あて依頼をしません。
 当日講演終了までに希望者がした場合、所属担当者と講師の打ち合わせにより実施できます。
 ※講師は精神科医、公認心理師、臨床心理士に限ります。

※ 講師の講演時間は60分以上120分以内とし、参加予定人数は、10名以上を必要とします。

公立学校共済組合佐賀支部長 様

所属名	
担当者（役職・氏名）	
電話番号	

「健康・メンタルヘルス出前講座」利用報告書(講師派遣型)

実施要項に基づき、当講座を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 実施研修会等について

研修会等の名称	
研修会テーマ	
出前講座実施日時	令和 年 月 日() : ~ :
実施会場名 (住 所)	(〒)
参加人数	名
個別相談実施時間及び人数	: ~ : (人)
講師名等	所属 : 氏名 :

2 意見・感想など

① 今回の研修会等を利用されたきっかけについてお尋ねします。

ア 以前に利用したことがある イ 通知文書、実施要項を見て ウ 研修会等で説明、紹介を聞いて
エ 他校の利用者から聞いて オ ホームページ、福利さを見て

② 講師についてお聞きします。

ア 大変よかった イ よかった ウ 普通 エ あまりよくなかった オ よくなかった

③ 今回の研修内容等についてご自由にお書きください。

※より職場の状況に即した内容の事業となるよう現場の意見として反映させますので、②講師についての感想など忌憚のないご意見をお聞かせください。

()

④ 今後どのような内容の研修を希望しますか？

()

(例) 今回は教職員のメンタルヘルスについて広く研修をいただいたが、来年はうつ病の特徴と現在一般的に行われている治療、代表的な薬剤の名称や服薬の仕方等を聞きたい。

⑤ 個別相談について、実施した場合ご意見等あれば記入してください。

()

※出前講座で使用した資料等も併せて提出してください。

【様式第7-1号】講師派遣型

健康管理メンタルヘルス出前講座（講師派遣型）

個別相談説明書（相談者配付用）

公立学校共済組合では、組合員が抱える不安や悩みを相談できる機会を増やし問題の早期解決に資するために、所属からの申請を受け、所属で専門職（臨床心理士及び公認心理師等）との個別相談を行う事業を実施しています。下記内容を御了承のうえ、お気軽に御相談ください。

【概要】

- | | |
|-------|--|
| ② 相談料 | 無料 |
| ②相談内容 | 講師の専門とする分野に係るもの
プライバシーは厳守されます ※1 参照 |
| ③対象 | 組合員本人 |
| ④相談時間 | 一人当たり30分以上 |
| ⑤相談対応 | 個別相談またはグループでの相談もできる。 |

※1 但し相談内容が生命の危機に関すること、専門医等の助言が必要なこと、業務に支障をきたす恐れがある場合等は、【様式第8号】の特記事項に記入のうえ、衛生管理者等に報告します。

「健康・メンタルヘルス出前講座（費用助成型）」実施要項

1 目的

所属・部会等または県・市町教育委員会等が、「組合員のからだの健康づくり」や「メンタルヘルス」について講師を招へいして研修会を開催する場合に、その講師謝金費用を共済組合が助成することで、組合員への研修の機会を設け、組合員が抱える不安や悩みの早期解決と健康の保持増進に資する。

2 対象者

公立学校共済組合佐賀支部の組合員（任意継続組合員を除く）

3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

4 申請方法

所属担当者は、研修日時、講師及び会場等を設定し、参加者の取りまとめを行ったうえで、利用申請書【様式第3号】に必要事項を記入し、共済組合に実施予定日の原則1か月前までに申請書を提出すること。なお、新年度の4月、5月に実施予定の場合は、3月に申込みをすることができる。

5 決定方法

共済組合が申請の内容を審査し、決定する。なお、決定通知書は郵送により所属に送付する。

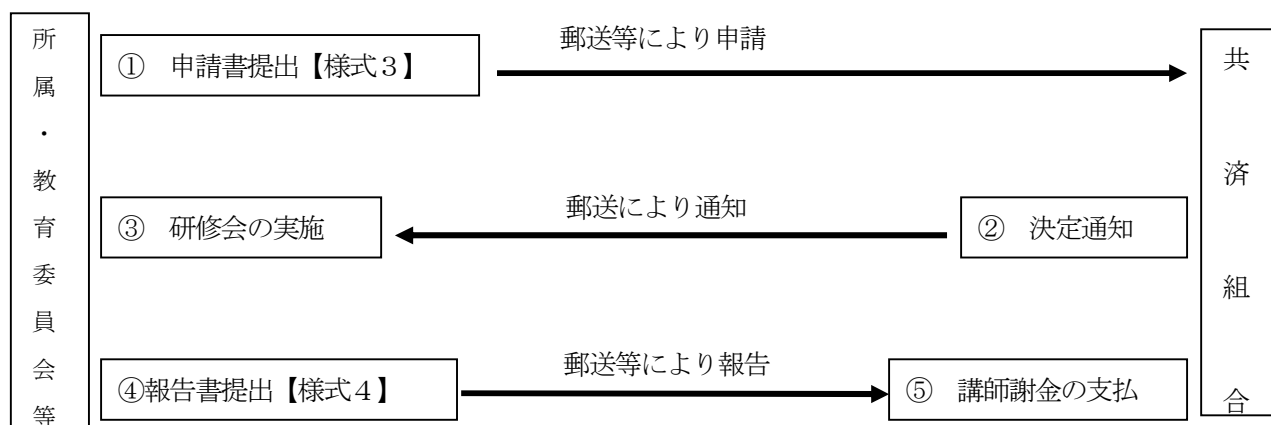
6 報告書

所属担当者は研修会終了後、2週間以内に利用報告書【様式第4号】を共済組合に提出すること。

7 支払いについて

共済組合は所属からの利用報告書の提出を受け、講師謝金費用を講師の指定する口座へ直接支払う。（30,000円限度）

【事務手続きの流れ】



【様式第3号】費用助成型

令和 第 年 月 日

公立学校共済組合佐賀支部長 様

所属名	
担当者（役職・氏名）	
電話番号	

「健康・メンタルヘルス出前講座」利用申請書（費用助成型）

健康づくりに関する研修会等を実施するため、下記のとおり申請します。

記

実施予定研修会等について

研修会等の名称		
研修会等の日時	令和 年 月 日()	: ~ :
会場名 (住所)	〔〒 〕	
研修テーマ		
研修内容 (参加対象とする組合員の職名等について記入すること)	◇対象者 ◇内容	
講師	(所属等) (役職名・氏名)	
研修時間	: ~ :	(分)
参加予定人数	人	
支払予定謝金額	円	
費用助成申請額	円	

※ 費用助成申請額は、支払予定謝金のうち1回につき3万円を上限とする金額を記載してください。研修会終了後、費用助成申請額に記載された金額を、講師の指定する口座へ直接支払います。

【様式第4号】費用助成型

令和 第 年 月 日 号

公立学校共済組合佐賀支部長 様

所属名	
担当者（役職・氏名）	
電話番号	

「健康・メンタルヘルス出前講座」利用報告書（費用助成型）

職場の健康づくりに関する研修会等を実施したので、下記のとおり報告します。

記

1 実施研修会等について

研修会等の名称	
研修テーマ	
実施期日	令和 年 月 日（ ） : ~ :
会場 (住所)	(〒)
参加人数	人
講師	所属（職）： 氏名：

※研修会等の資料等を併せて提出してください。

※参加者に対しアンケートを行った場合は、その結果もあわせて提出してください。
(抜粋するなどし、提供できる範囲で結構です。)

2 出前講座利用に関して、ご意見・ご感想をお聞かせください。

「健康・メンタルヘルス出前講座（相談員派遣型）」実施要項

1 目的

所属・部会等または県・市町教育委員会等が、個別相談を希望する場合に、相談員（臨床心理士及び保健師等）を共済組合が所属等に派遣することで、組合員への相談の機会を設け、組合員が抱える不安や悩みの早期解決と健康の保持増進に資する。

2 対象者

公立学校共済組合佐賀支部の組合員（任意継続組合員を除く）

3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

4 申請方法

所属担当者（衛生管理者または衛生推進者等）は、所属の組合員に事業内容を周知し、相談希望者の取りまとめ、面談日時及び相談場所を設定したうえで、利用申請書【様式第5号】に必要事項を記入し、共済組合に実施予定日の原則1か月前までに申請書を提出すること。また、新年度の4月、5月に実施予定の場合は、3月に申込みをすることができる。

5 決定方法

共済組合が申請の内容を審査し、決定する。決定通知書は郵送により所属に送付する。
決定後は提出された利用申請書をもとに、相談員を手配し所属へ派遣する。

6 実施にあたっての諸注意

- ・ 相談希望者には事前に個別相談説明書【様式第7-2号】により周知すること。
- ・ 相談員との打合せ及び進行等は所属担当者が行うこと。
- ・ 面談場所は、対面で相談ができる場所が確保された環境で行うこと。なお、相談場所は原則所属内としているが、相談員の了承を得ること及び所属担当者が付き添うことを条件として、公共施設等を使用することも可とする。（例：県民ホール、アバンセ等）
- ・ 相談員は実施にあたって知り得た個人情報を、相談者の承諾なく第三者に知らせてはならない。ただし、以下の状況に該当する場合は、相談員より相談員用報告書【様式第8号】を用いて衛生管理者等に報告する。
 - ① 相談内容が生命の危機に関する場合
 - ② 専門医の助言が必要な場合
 - ③ 業務に支障をきたす恐れがある場合
- ・ 相談時間は原則2時間以上とし、一人当たりの相談時間は概ね60分とする。（グループ相談可）なお、17時以降の相談員派遣については、事前に共済組合へ相談すること。

7 報告書

個別相談終了後、2週間以内に利用報告書【様式第6号】を共済組合に提出すること。

8 謝金等の支払いについて

所属からの利用報告書の提出を受け、共済組合は、カウンセリング及び管理職への助言等30分につき、2,500円（消費税及び地方消費税含む）を、相談員より指定された口座に直接支払う。なお、30分未満の場合は切り上げて計算する。交通費については県に準じて計算し、併せて指定口座へ支払う。

9 サービスの取り扱いについて

佐賀県職員に個別相談を実施する際のサービスの取り扱いについては、職免とする。ただし、管理職等が業務に関する相談を行う場合は、所属長の判断による。

10 その他

- ・ 復職支援のために県教育委員会が申請をして、該当所属に相談員を派遣することも可能とする。
- ・ 相談員として、所属のスクールカウンセラーを希望することも可能とする。（共済組合へ要事前相談）

相 談 員 一 覧

NO	氏 名	所 属 名 称 等	訪 問 可 能 な 所 属 地 域
1	中島 美里	九州中央病院 公認心理師・臨床心理士	<ul style="list-style-type: none"> ・三神地区（鳥栖市、神崎市、三養基郡） ・佐城地区（佐賀市、多久市、小城市） <p style="text-align: center;">※<u>上記以外の地域</u>については要相談</p>
2	高尾 兼利	西九州大学 子ども学部 教授 公認心理士	<ul style="list-style-type: none"> ・三神地区（鳥栖市、神崎市、三養基郡） ・佐城地区（佐賀市、多久市、小城市）
3	川上 由美子	臨床心理士	<ul style="list-style-type: none"> ・三神地区（鳥栖市、神崎市、三養基郡） ・佐城地区（佐賀市、多久市、小城市） ・東松浦地区（唐津市、東松浦郡） ・杵西地区（<u>伊万里市のみ</u>）
4	青山 のぞみ	スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・三神地区（鳥栖市、神崎市、三養基郡） ・佐城地区（佐賀市、多久市、小城市） <p style="text-align: center;">※<u>杵西地区、藤津地区</u>については要相談</p>
5	渡辺 良子	臨床心理士 保健師	<ul style="list-style-type: none"> ・三神地区（鳥栖市、神崎市、三養基郡） ・佐城地区（佐賀市、多久市、小城市）
6	柴田 茜	医療法人慶仁会 天神病院 臨床心理士・公認心理士	<ul style="list-style-type: none"> ・杵西地区（伊万里市、武雄市、西松浦郡、杵島郡） ・藤津地区（鹿島市、嬉野市、藤津郡）
7	川原 慶子	臨床心理士	<ul style="list-style-type: none"> ・杵西地区（伊万里市、武雄市、西松浦郡、杵島郡） ・藤津地区（鹿島市、嬉野市、藤津郡）
8	サンボン 賀弥子	佐賀県スクールカウンセラー 臨床心理士・公認心理師	<ul style="list-style-type: none"> ・三神地区（<u>神崎市、三養基郡のみ</u>） ・佐城地区（佐賀市、多久市、小城市）

【事務手続きの流れ】

所属担当者の事務手続きは①～⑥を参照のこと

手続き等	所 属	共済組合
日程の調整	担当者は衛生管理者または衛生推進者 ① 面談日時及び相談部屋の設定 ② 所属で相談者の希望のとりまとめを行う ※ 相談者には事前に個別相談説明書【様式第7-2号】により周知する。 参考：相談者優先度（例） 1) 所属の面談希望者 2) 面談推奨者 新規採用者、転入者、時間外勤務が多い者、 管理職の推薦者、管理職自身 等	
申請	③ 利用申請書の提出【様式第5号】	
共済組合の業務		相談員との日程調整後、決定通知書を送付
打合せ	④ 担当者から相談員への事前連絡・打合せ	
相談日	相談日の流れ ⑤ 相談者の順番等の取次ぎ （例）2時間のモデルケース（所属で変更可） 相談1 13:00～13:50 休憩 13:50～14:00 相談2 14:00～14:50 衛生管理者等への報告 14:50～15:00「相談員報告書」【様式第8号】	
報告	⑥ 共済組合への利用報告書【様式第6号】の提出 ※ 相談員からの所属への報告書【様式第8号】は共済組合への提出は不要	
共済組合の業務		相談員への謝金等の支払

【様式第5号】相談員派遣型

令和 第 年 月 日

公立学校共済組合佐賀支部長 様

所属名	
担当者（役職・氏名）	
電話番号	

「健康・メンタルヘルス出前講座」利用申請書（相談員派遣型）

実施要項に基づき、個別相談会を実施するため、下記のとおり申請します。

記

実施予定の相談について

相談日時	第1希望	令和 年 月 日() : ~ :
	第2希望	令和 年 月 日() : ~ :
相談員派遣場所 (住所)	〔〒 _____ 〕	
相談予定人数	名	
相談員職種	公認心理師 / 臨床心理士 / 保健師 / その他()	
希望相談員	(第1希望: _____) 相談員	
	(第2希望: _____) 相談員	
	(第3希望: _____) 相談員	
	相談員名等	所属 氏名

◆相談員派遣型について

相談時間は原則2時間以上とし、一人当りの相談時間は概ね60分で、またグループでの相談もできます。相談員として所属のスクールカウンセラーを希望する場合は、事前に共済組合に相談してください。相談時間の延長及び相談人数等については、所属担当者と相談員の打ち合わせとなります。

公立学校共済組合佐賀支部長 様

所属名	
担当者（役職・氏名）	
電話番号	

「健康・メンタルヘルス出前講座」利用報告書(相談員派遣型)

実施要項に基づき、相談員派遣を利用しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 利用した相談について

相談実施日時	令和 年 月 日() : ~ :
実施場所 (住 所)	(〒)
相談者数	名
相談員名	所属： 氏名：

2 意見・感想など

① 今回の相談員派遣を利用されたきっかけについてお尋ねします。

ア 通知文書、実施要項を見て イ 研修会等で説明、紹介を聞いて ウ 他校の利用者から聞いて
エ ホームページ、福利さがを見て

② 相談員についてお聞きします。

ア 大変よかった イ よかった ウ 普通 エ あまりよくなかった オ よくなかった

③ 今回の相談員派遣についてご自由にお書きください。

※より職場の状況に即した内容の事業となるよう現場の意見として反映させますので、改善すべき点など忌憚のないご意見をお聞かせください。

()

【様式第7-2号】相談員派遣型

健康管理メンタルヘルス出前講座（相談員派遣型）

個別相談説明書（相談者配付用）

公立学校共済組合では、組合員が抱える不安や悩みを相談できる機会を増やし問題の早期解決に資するために、所属からの申請を受け、所属で専門職（臨床心理士及び公認心理師等）との個別相談を行う事業を実施しています。下記内容を御了承のうえ、お気軽に御相談ください。

【概要】

- | | |
|-------|-----------------------------|
| ①相談料 | 無料 |
| ②相談内容 | 問わない
プライバシーは厳守されます ※1 参照 |
| ③対象 | 組合員本人 |
| ④相談時間 | 一人当たり概ね60分 |
| ⑤相談対応 | 個別相談またはグループでの相談もできる。 |

※1 但し相談内容が生命の危機に関すること、専門医等の助言が必要なこと、業務に支障をきたす恐れがある場合等は、【様式第8号】の特記事項に記入のうえ、衛生管理者等に報告します。

【様式第8号】相談員用報告書（共済組合への提出は不要）

年 月 日

衛生管理者（衛生推進者等） 様

相談員氏名

「健康・メンタルヘルス出前講座（講師派遣型・相談員派遣型）」報告書

相談時間等については、下記のとおりです。

記

番号	氏名	相談時間	特記事項

教職員相談事業「民間医療機関メンタルヘルス相談室」実施要項

1 目的 心の健康に不安を抱える組合員および被扶養者に対し、専門家に気軽に相談できる機会を設ける。心の健康問題の早期発見につなげ、心の健康を保ち、職務に専念できる環境づくりと職場の活性化に努める。

2 対象 組合員及びその被扶養者

3 令和5年度 指定医療機関（相談日時・場所を含む）

番号	医療機関名	住所（相談場所）	電話番号	受付時間（相談日時）
1	ライフスタイル 医科学研究所	佐賀市駅前中央2丁目2-10 (アビスタ神野 801号室)	0952-97-4777	10:00～17:00（月・火・水・木） 10:00～14:00（土）
2	SAGA なんでも相談 クリニック	佐賀市中の小路2-5(玉屋南館2F)	0952-40-8530	16:00～17:00（土） (※祝日の場合は診療の有無要確認)
3	神野病院	佐賀市神園3丁目18-45	0952-31-1441	9:00～17:00（月～金） ※祝祭日を除く
4	早津江病院	佐賀市川副町大字福富827	0952-45-1331	9:00～11:00（月～土） 13:00～16:00（月～金）
5	光風会病院	三養基郡みやき町大字白壁2927	0942-89-2800	9:00～12:00、13:30～16:30（月～土） (※日・祝日休み)
6	こころクリニック	唐津市紺屋町1668-3	0955-70-1001	8:30～11:30（月・火・水・金・土） 14:00～16:00（月・火・水・金）
7	虹と海の ホスピタル	唐津市原842番地1	0955-77-5120	9:00～11:00（月～金） 14:00～16:00（月～金）
8	山のサナーレ・ クリニック	伊万里市立花町323-2	0955-22-2128	9:00～17:00（月～土）
9	松永メンタル クリニック	武雄市武雄町昭和210	0954-27-8211	9:00～11:30（月・火・水・金） 14:00～17:30（月・火・水・金）
10	嬉野温泉病院	嬉野市嬉野町下宿乙1919	0954-43-0157	8:30～17:00（月～金） ※精神科地域連携室「完全予約制」

4 相談料 無料（相談回数の制限はなし）

5 相談時の留意事項

- (1) 事前に電話で「公立学校共済組合のメンタルヘルス相談室」利用の旨を伝え、予約をする。
- (2) 指定医療機関の窓口で組合員証（被扶養者証）を提示して相談を受ける。
- (3) 相談時間は、1回あたり60分を限度とする。
- (4) 医療行為（診断、治療）が必要となった場合、本人の同意により、相談事業ではなく保険診療扱いとし、医療行為を受けることができる。

6 実施期間 令和5年4月3日～令和6年3月31日

7 サービスの取扱い 佐賀県職員のサービスの取扱いについては、職務に専念する義務が免除される。その他の職員のサービスについては、所属する機関のサービスの取扱いによる。（市町立学校職員のサービスの取扱いについても、県職員と同様の取扱いとするように市町教育委員会に依頼する。）

8 秘密の保持 個人情報及びプライバシーの保護を厳守する。

「特定健診結果提供者に対する健康グッズ送付」事業実施要項

- 1 目的** 特定健診の実施にあたり、自発的に人間ドックや健康診断を受け、健診結果の写しを支部へと提供した被扶養者や任意継続組合員に対し、健康グッズを送付することで近年低下している特定健診の受診率改善を図り、対象者の健康意識を向上させる。

- 2 対象者** 令和5年度中に40歳から75歳（※）の誕生日を迎える被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者で、特定健診受診券を利用せずに人間ドックや定期健康診断を受診し、健診結果の写しを支部へと提供した者
(※75歳の誕生日を迎える方は、75歳の誕生日の前日までに各自で健診を受診した場合にのみ対象)

- 3 実施内容** 対象者からの健診結果の提供を受け、後日健康グッズを送付する。

「ライフプラン推進事業」実施要項

- 1 目的 身近な生涯設計や健康づくりの情報提供を行うことで、充実した教職員生活の実現を支援し、また、退職後の生活に関する不安を解消するための年金や医療保険等の情報提供を行い、退職後の生活への円滑な移行を支援する。
- 2 主催 佐賀県教育委員会・公立学校共済組合佐賀支部・佐賀県教職員互助会
- 3 内容等
 - ・ライフプランセミナー（生活充実型講演会）
 - 対象者 組合員等及びその配偶者（年齢は問いません）
 - 内容 組合員等が、充実した教職員生活を実現するため、身近な生涯設計や健康づくり支援を行う。
 - 日程 8月1日
 - 会場 「グランデはがくれ」 50名程度
 - ・ライフプランセミナー（退職準備型講演会）
 - 対象者 50歳以上の組合員及びその配偶者
 - 内容 退職後の生活への円滑な移行を支援し、退職後の生活に関する不安を解消するため、年金や医療保険等の情報提供を行う。
 - 日程及び会場
 - 8月4日、8月25日、10月5日、10月17日 各会場2回ずつ
 - 佐賀会場 「グランデはがくれ」 110名程度
 - 小城会場 「ゆめぷらっと小城」 100名程度
- 4 その他 詳細については別途通知する。
- 5 サービスの取扱い 佐賀県職員のサービスの取扱いは、職務に専念する義務が免除される。
その他の職員のサービスについては、所属する機関のサービスの取扱いによる。

渡船チャーター補助事業実施要項

- 1 目的** 離島に勤務する組合員（一般組合員・短期組合員）又はその被扶養者が急病（早急に手当を要する負傷を含む）を理由に渡船をチャーターした場合、その経費の一部を補助し、負担の軽減を図る。
- 2 期間** 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 対象者** 離島に勤務する組合員及びその被扶養者
- 4 補助額** 片道20,000円（往復の場合は40,000円）を限度とする。
※組合員からの申請（別紙様式）により実費を補助する。
- 5 対象所属** 唐津市立高島小学校
唐津市立馬渡小中学校
唐津市立加唐小中学校
唐津市立小川小中学校

渡船チャーター補助申請書

申請金額	円	渡船チャーター料	円
所属名			
組合員証番号	公立佐賀		
申請者氏名			
患者氏名 (被扶養者)			
事由発生年月日	令和	年	月 日 時頃
移送理由	移送理由及び受診機関名、復路もチャーターした場合はその理由も記入すること		
<p>上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 公立学校共済組合佐賀支部長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者名</p>			
<p>上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 公立学校共済組合佐賀支部長 様</p> <p style="text-align: right;">所属名 所属長名</p>			

添付書類	船の借上領収書
------	---------

「グランデはがくれ」 婚礼利用補助事業実施要項

- 1 目 的** 「グランデはがくれ」における婚礼の利用促進を図るため、公立学校共済組合佐賀支部の組合員（一般組合員・短期組合員）本人又は組合員の子の結婚に際し「グランデはがくれ」を結婚披露宴に利用する場合（補助額以上の婚礼料理を利用する場合に限る。）その経費の一部を補助する。

- 2 期 間** 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- 3 対 象 者** 組合員本人又はその子の結婚に際し「グランデはがくれ」を結婚披露宴会場として利用する者。
※任意継続組合員は対象外とする。

- 4 補 助 額** 婚礼1組につき、新郎新婦及びその両親のうち
 - ・組合員が1人の場合 10万円
 - ・組合員が2人以上の場合 20万円

- 5 申請方法** 補助を受けようとする組合員は、「グランデはがくれ」に結婚披露宴の予約をし、別紙「グランデはがくれ」 婚礼利用補助事業申請書を利用予定の10日前までに「グランデはがくれ」へ提出する。
なお、補助対象者が2人以上の場合は、代表者が申請すること。
※申請の際、組合員証を提示すること。

- 6 補助方法** 「グランデはがくれ」は、当該組合員の婚礼利用に係る経費から上記4の補助額を控除する。

「グランデはがくれ」婚礼利用補助事業申請書

①～⑤の欄は、必ず記入してください。

区分		新郎側	新婦側
本人	氏名 (組合員証番号)	① ()	② ()
	勤務所属名		
(一)両親 <small>(※組合員の場合のみ)</small>	父親氏名 (組合員証番号)	()	()
	勤務所属名		
	母親氏名 (組合員証番号)	()	()
	勤務所属名		
婚礼利用予定日		③ 令和 年 月 日	

公立学校共済組合佐賀宿泊所「グランデはがくれ」を婚礼に利用するので、佐賀支部あて補助金交付の申請をお願いします。

令和 年 月 日

公立学校共済組合佐賀宿泊所
「グランデはがくれ」支配人 様

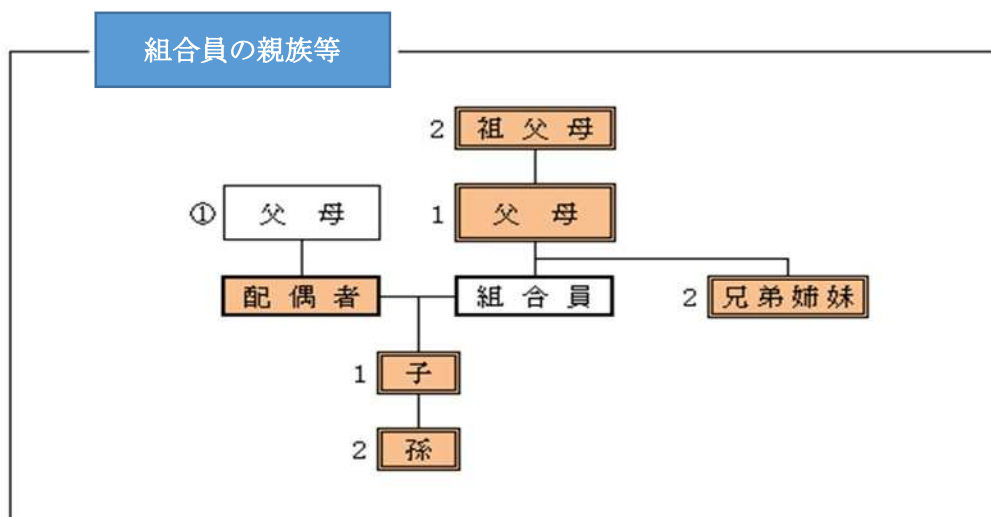
所属名	④
申請者名	⑤
利用補助額 (記入不要)	¥ _____, _____ ー

注 1 婚礼利用予定日の10日前までに「グランデはがくれ」へ提出してください。

注 2 申請の際、必ず組合員証を「グランデはがくれ」へ提示してください。

「グランデはがくれ」法事利用補助事業実施要項

- 1 目的** 公立学校共済組合佐賀支部の組合員（一般組合員・短期組合員）の親族の法事に際し「グランデはがくれ」を利用する場合、その経費の一部（法要後の会食、返礼品に係る費用に限る）を補助する。
- 2 期間** 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 条件** 次のすべての条件を満たす場合に補助する。
①法事の故人は、組合員の親族等（下図を参照）とする。
②施主は、組合員、組合員の配偶者、父母（姻族を含む）、組合員の祖父母、兄弟とする。
③組合員が法事の経費を負担するもの。
※ 親族以外が多数集まることを目的とする「偲ぶ会」「お別れの会」等は対象外とする。
※ 任意継続組合員は対象外とする。
- 4 補助額** 利用金額の2分の1
（上限5万円、1,000円未満切り捨て）
- 5 申請方法** 補助を受けようとする組合員は、「グランデはがくれ」に予約をし、別紙法事利用補助事業申請書を当日「グランデはがくれ」へ提出する。
※ 申請の際、組合員証を提示すること。
※ 領収書のあて名は申請する組合員名が記載されます。
- 6 補助方法** 「グランデはがくれ」は、当該組合員の法事利用に係る経費から上記4の補助額を控除する。



「グランデはがくれ」法事利用補助事業申請書

申請 組合員	所属所名		組合員氏名
	所属所コード		組合員証番号
法事等利用日	令和 年 月 日		
法事内容	(例:祖父の三回忌)		
施主	(本人・氏名 (※続柄))		

※ 施主が組合員本人の場合は「本人」に○を、異なる場合は施主の氏名及び組合員との続柄を記載してください。

施設記入欄	A 法事に要した費用	円	Aは消費税を含む額を記載する。
	B 利用補助額 (上限 50,000 円)	円	BはAの50%とする。 (1,000円未満を切り捨て)
	C 本人支払額	円	C=A-Bの金額を支払額とする。

公立学校共済組合佐賀宿泊所「グランデはがくれ」を法事利用しましたので、佐賀支部あて補助金交付の申請をお願いします。

令和 年 月 日

公立学校共済組合佐賀宿泊所
「グランデはがくれ」支配人 様

所属名	
組合員名	

※この申請書を提出する際には、必ず組合員証を「グランデはがくれ」へ提示してください。

令和5年度退職記念祝賀事業要項

- 1 目 的 組合員の退職に際し、佐賀県の教育の発展及び組合員としての共済事業への永年の貢献に敬意を表する。
- 2 該 当 者 以下の内容のすべてに該当する公立学校共済組合員とする。
 - 1) 佐賀県公立学校職員等表彰規則第2条第1号及び第2号に掲げる職員で令和6年3月31日付けで退職する者
 - 2) 今年度公立学校教職員表彰（表彰状又は感謝状）受賞者
- 3 内 容 等 支部所属所である佐賀宿泊所にて祝賀会を開催又は利用券を配付する。

貸付事業のご案内

貸付種別	貸付内容	貸付限度額	償還回数	利率
一般貸付	組合員が臨時に資金を必要とする場合 ※生活費や借金返済のための借入は不可	200万円	120回以内	1.26%
特別貸付	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合 (再任用職員・短期組合員等)	給料月額×3/10×残任期 月数 (ただし、最高200万円)	残任期月数以 内	1.26%
住宅貸付	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修(以下「新築等」という。)をするため資金を必要とする場合	契約金額の範囲内で1、2により算定した額のいずれか高い額(1,800万円を限度とする) 1 給料月額に共済組合貸付規程で定める組合員期間に応じた月数を乗じた金額 2 申込人が申込時の自己の都合による退職の場合の退職手当の額	360回以内	1.26%
住宅災害貸付	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他非常災害により損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合	給料月額に共済組合貸付規程で定める組合員期間に応じた月数を乗じた金額の2倍に相当する額(1,900万円を限度とする)	360回以内	0.93%
教育貸付	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が入学又は修学するために資金を必要とする場合	550万円	250回以内	1.26%
災害貸付	組合員又はその被扶養者が水震火災その他非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	0.93%
医療貸付	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫弟妹若しくは父母が医療を受けるために資金を必要とする場合	120万円	110回以内	1.26%
結婚貸付	組合員または子が結婚するため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	1.26%
葬祭貸付	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母(配偶者の父母を含む)の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	1.26%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害貸付	組合員が自己の用に供する住宅を在宅介護対応の住宅として新築等をするための資金を必要とする場合	300万円	360回以内	1.00%
高額医療貸付	組合員(再任用組合員および任意継続組合員を含む。)が、高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合(注意事項③参照)	高額療養費相当額 (千円単位)	高額療養費支給時に控除	無利息
出産貸付	組合員(再任用組合員および任意継続組合員を含む。)が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のための資金を必要とする場合(注意事項④参照)	出産費又は家族出産費相当額 (千円単位)	出産費等支給時に控除	無利息

【注意事項】

- ① 一般貸付は、現在借り受けている貸付金の貸付年月日から2年を経過しないかぎり、新たに申込みすることはできない。
- ② 一般、教育、災害、医療、結婚、葬祭貸付の未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、貸付を行うことはできない。
- ③ 高額医療貸付では、「限度額適用認定」を利用される方は申込みすることができない。
- ④ 出産貸付では、「出産費等の直接支払制度」を利用される方は申込みすることができない。
- ⑤ 上記利率に貸付金保険料充当金率として**0.06%が上乘せ**される。
- ⑥ 現行利率は平成30年1月からの特例措置であり、今後変動することがある。

- 申込締切日 毎月25日必着(書類不備の場合は返却しますので、期日に余裕をもって提出して下さい。)
- 貸付日 申込月の翌月25日(25日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)
- 償還方法 毎月償還・ボーナス併用償還及び全額繰上償還(随時受付)、一部繰上償還(年2回受付)
- 借替 借替を希望される場合、申込金額から既借受中の未償還元金を差し引いた額を借り受けることが可能